

令和元年

全員協議会記録

令和元年8月28日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和元年8月28日（水曜日）
 午前10時00分 開会 午前11時38分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
4 番	鳥 飼 雅 司 議員	5 番	内 山 恵 子 議員
6 番	齊 藤 誠 議員	7 番	伊 藤 妙 子 議員
8 番	富 澤 啓 二 議員	10 番	金 井 伸 夫 議員
11 番	赤 松 祐 造 議員	12 番	小 嶋 智 子 議員
13 番	松 永 靖 恵 議員	14 番	萩 原 圭 一 議員
16 番	富 澤 勝 広 議員	17 番	安 保 友 博 議員
18 番	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席議員 1名

3 番 熊 谷 二 郎 議員

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
子 ども あ ん し ん 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 権 課 長	寄 口 昌 宏
子 ども あ ん し ん 次 長	斎 藤 幸 子	秘 書 広 報 課 長	松 戸 克 彦
資 産 戦 略 課 長	白 川 将 実	保 育 サ ポ ー ト 課 長	中 野 陽 介
保 育 施 設 課 長	平 川 京 子	資 産 戦 略 課 幹 主	岡 田 直 晃
保 育 サ ポ ー ト 課 長 補 佐	徳 倉 義 幸	保 育 施 設 課 長 補 佐	上 原 健 二

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 査	田 中 孝 一
主 任	小 林 巖		

◇本日の会議に付した案件

幼児教育・保育の無償化に係る条例改正の主な内容について
市庁舎にぎわいプラン基本方針について

午前10時00分 開会

○吉田武司議長 ただいまから全員協議会を開催します。

ここで欠席届の報告をします。熊谷議員から、入院のため本日1日欠席の届け出がなされています。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○松本市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、市政各般におきまして、平素から格別の御理解、御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また、連日の猛暑で大変お疲れの中、全員協議会を御開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日でございますが、和光市における幼児教育・保育の無償化、和光市市庁舎にぎわいプラン基本方針につきまして、それぞれの概要を議員の皆様にお示しをさせていただきます。

まず初めは、無償化についてでございます。本来無償化が10月1日からスタートであれば、早い段階で関連する条例改正案を上程すべきところではございますが、御承知のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正や、関連する内閣府令等が5月半ば以降に成立となったことから、遅滞なく10月1日の制度開始を目指して全力で取り組んでいるところでございます。

しかしながら、法令の成立後、制度開始までに非常に期間が短いことから、市民への制度周知や無償化に係る認可外保育施設の取り扱い方針等の手続を、議案上程手続と並行して実施させていただきましたので、本日、議員の皆様にご説明をさせていただきます。

続きましては、和光市市庁舎にぎわいプラン基本方針につきましては、市庁舎1階の狭隘化に関する対策と、さらなる利活用が見込まれるスペースを活用したにぎわいづくりについて、市の方向性を明らかにしたものでございます。今年度これをもとに議論を深めさせていただきます。基本計画を策定してまいりますが、議員の皆様、市民の皆様とともに、よりよいものにしていきたいと考えている次第でございます。

それでは、後ほど、子どもあんしん部長及び企画部長から順次説明をさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田武司議長 ありがとうございます。

市長は公務のため退席をいたします。

本日の案件は、幼児教育・保育の無償化に係る条例改正の主な内容について、市庁舎にぎわいプラン基本方針について、その他です。

初めに、幼児教育・保育の無償化に係る条例改正の主な内容について、説明願います。

大野子どもあんしん部長。

○大野子どもあんしん部長 それでは、10月から実施をいたします幼児教育・保育の無償化について説明をさせていただきます。

議員の皆様からは、従来からこの無償化につきまして、関心を寄せていただいております。昨年から複数回にわたり議会などで御質問を頂戴しているところでございます。無償化の内容、スケジュール、新たに発生する事務、影響額といったことや、低所得者への配慮、市民周知の状況、幼稚園や認可外保育施設、また、ベビーシッターについてなど、解決すべき事項は山積をしているところでございました。

議会での審議に先立ちまして、改めて無償化の概要、今まで実施をしてきた市民説明などの状況、条例の概要といったことを説明させていただき、さらなる御理解と遺漏のない対応へのアドバイスなどいただければというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、私のほうからお配りをさせていただきました資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目、子ども・子育て支援法の体系、無償化後というところについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、これは平成27年度から始まっております従来の子ども・子育て支援制度では、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園などについて、子ども・子育て支援法等によって、保護者に対して給付を行うということが規定されておりました。国・県・市につきましては、その給付の割合が国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1といった割合で、この給付費を負担することになっております。

給付の名称につきましては、真ん中に書かせていただいております子どものための教育・保育給付という名称でされておまして、ただいま説明をした3つの施設につきましては、施設型給付費、小規模保育事業とか家庭的保育といったところで実施する保育につきましては、地域型保育給付費としており、平成27年度から、歳入予算の説明として、国・県の負担分を子どものための教育・保育給付交付金とか、子どものための教育・保育給付県費交付金といった用語を使用しておりました。

今般の無償化によりまして、今までは子ども・子育て支援給付の対象となっていなかった旧制度の幼稚園、また、基準を満たす認可外保育施設、幼稚園の預かり保育、また、このほか、子ども・子育て支援法の59条で指定する地域子ども・子育て支援事業、いわゆる、法定の13事業というふうに言われているもののうち、10号の一時預かり、11号の病児保育、12号のファミリーサポートといった事業が無償化の対象になりましたので、これらに対して新たな給付を創設しております。この新たな給付が、資料の一番右側に示させていただきました子育てのための施設等利用給付と言われるものになっております。

資料の一番左側には、児童手当について、子どものための現金給付という名称で位置づけられていることを示しております。無償化により給付の体系が3本立てになったということをお理解いただければというふうに思います。

また、資料の右下になりますが、今回の無償化では、企業主導型保育事業についても、その無償化の対象となっております。特に、市のほうで直接対応する事務とはなりません、これを仕事・子育て両立支援事業として、国が直接助成または援助を行うこととなります。

簡単ですが、1ページの無償化後の子ども・子育て支援法の体系、子ども・子育て支援給付につきまして説明をさせていただきました。2ページ以降につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 続きまして、保育サポート課中野より幼児教育・保育の無償化の内容について説明をいたします。

資料では2ページとなります。

初めに、幼稚園、保育所、小規模保育事業所などを利用する子供たちは、幼稚園では満3歳から、保育所では4月1日現在で3歳となっている3歳児クラスから、いずれも就学前まで、ゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の利用料がそれぞれ無償化されます。ただし、食材料費、行事費、通園送迎費などの実費徴収分は対象外となります。

次に、市内幼稚園などの子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園を利用する子供たちは、月額2万5,700円までが無償の対象となります。

また、在園する幼稚園の預かり保育を利用する子供たちは、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて月額1万1,300円までが無償の対象となります。

続きまして、認可外保育施設等を利用する子供たちにつきましては、保育の必要性の認定を受けた場合、3歳児から5歳児までの子供たちは月額3万7,000円まで、ゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4万2,000円までそれぞれ利用料が無償化されます。

なお、無償化の対象となる認可外保育施設につきましては、都道府県、埼玉県の場合は市町村となりますが、届け出を行い、国が定める基準を満たすことが必要となりますが、制度開始後5年間の猶予期間が設けられており、基準を満たしていない場合でも、無償化の対象となることとなっております。その点につきまして、和光市では、基準を満たす場合のみ無償化の対象としたいと考えておりますので、詳細は後ほど御説明申し上げます。

無償化制度の内容は以上となりますが、留意事項として認識している点を2つ挙げさせていただきます。

1つ目は、無償化の対象となる施設や事業が世帯ごとに異なっているという点です。2つ目は、新たに創設される子育てのための施設等利用給付については、保護者が申請を行い、保育所などを利用する際と同様の基準で保育の必要性の認定を受けなければ、無償化の対象にならないという点でございます。そのため、市民への周知は、より丁寧に行う必要があるものと考えております。

そこで、これまでに実施してまいりました市民周知の状況について説明をいたします。

お手元の資料では3ページとなります。

市民への周知としましては、3つの取り組みを実施してまいりました。

1つ目は、主に保育園や幼稚園を利用していない世帯を対象に、子育て支援拠点、子育て世代包括支援センターにおきまして、座談会形式で制度の説明や質疑応答を行っております。こ

からは、計4施設で6回ほど実施いたしまして、延べ108名に参加していただいております。

2つ目は、幼稚園への就園希望があるものの、預かり時間が働き方に合わないのではないかななどの不安のある世帯を対象として、NPO法人わこう子育てネットワークとの共同によりまして、先週土曜日、24日に、無償化制度説明会と幼稚園相談会を総合体育館で開催しております。保育サポート課による無償化制度の説明に続きまして、市内の4つの幼稚園及び多くの市民が通園している市外の4つの幼稚園による預かり保育の内容や教育方針などの説明、その後各幼稚園や保育サポート課のブースでの個別相談会の構成をもちまして、約200名の参加を得ております。

3つ目は、在園児保護者向けに説明を行う際に、職員の派遣要請がございました小羊幼稚園、約60名の保護者との質疑応答に対応しております。

そのほか、広報やホームページなどを通じた周知なども行っております。

次に、条例案の概要について説明をいたします。

お手元の資料では4ページとなります。

説明の都合上、概要の順番が条例の順番どおりにはなっておりませんが、御了解いただければと思います。

初めに、3つの条例に共通する改正内容といたしましては、新たに施設等利用給付認定が創設されたことから、条例中の文言「支給認定」を「教育・保育給付認定」にそれぞれ改めます。

1、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正については、無償化に伴い、全員が無料となる新制度移行済み幼稚園に通う世帯を対象とした保育料額表を削除するほか、保育園に通う世帯のうち、市町村民税非課税世帯と3歳以上児の利用者負担額をゼロにする改正などを行います。

3、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、条例名を変更いたしますが、経緯につきましては、保育施設課による説明の中でさせていただきます。

改正の内容といたしましては、3歳児から5歳児までの副食費につきましては、民設園の例を申しますと、これまで、保護者から市が徴収した保育料を公定価格の一部として施設にお支払いしておりましたが、無償化制度以後は、原則として施設へ直接保護者が支払う仕組みとなります。そのため、年収360万円未満相当の世帯や、全所得階層の第3子以降の子のいる世帯につきましては、3歳以上の全世帯が徴収対象となる副食費を内閣府令に基づきまして免除するという規定を設けさせていただきたいと考えております。

以上、保育サポート課からの説明でございます。

○吉田武司議長 平川保育施設課長。

○平川保育施設課長 引き続き、保育施設課平川より御説明申し上げます。

③の部分になります。無償化に関する改正では、認可外保育施設等が無償化の対象となったことに伴うもので、経過措置期間内5年間に限り適用させる、国が定める認可外保育施設の基

準と同じ基準の創設となります。

また、米印にございますとおり、今回条例の名称を改正しておりますが、理由といたしましては、無償化で子ども・子育て支援法の給付体系が改正されたことに伴い、認可外保育施設等を子ども・子育て支援施設等といたしまして、内閣府令にその運営基準が盛り込まれたところをございます。これらの改正を踏まえ、市は既存のこちらの基準条例の中に規定することとし、明確化するため、条例名もあわせて改正した次第でございます。

なお、このほかに、前回の議会で議決いただきました、いわゆる認可基準である和光市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する条例の一部改正において、連携施設を緩和させていただきました。運営基準はこの認可基準を踏まえるものでありますことから、過日、別途改正された内閣府令に伴い、④のとおり特定地域型保育事業を行う者に求める連携施設の緩和を含めて改正をさせていただいております。ちなみに、先ほど申し上げている家庭的保育事業等という言い方は、児童福祉法上、また、特定地域型保育事業等とは、子ども・子育て支援法上での名称で、内容は同じものとなっております。

続きまして、5ページをごらんください。

無償化の対象となる認可外保育施設について、国は、待機児童問題により、認可保育所の入所がかなわなかった児童の代替措置としております。そこで初めのチェックといたしまして、一定の質を担保すべく、質の基準を内閣府令で認可外保育施設の指導監督基準と同じ基準で定めたものをございます。

しかしながら、2つ目のチェックをごらんください。

認可外保育施設には、5年間の経過措置期間を設け、その間は、質の基準を満たさないまま無償化の対象施設とする附則を設けられました。これに対しまして、近年多発している認可外保育施設等での重大事故を踏まえ、子供たちの安全確保の観点から、松本市長ほか多くの市長から強い懸念の声を受けたところ、市が条例を定める場合には、指導監督基準の範囲内で基準を定めることができると附則に盛り込まれたところをございます。

そこで、市は当然、認可外保育施設を利用する子供たちの安全確保が最優先と考えまして、経過措置期間に適用する内閣府令で定めた指導監督基準を既存の基準条例に創設することとしたものをございます。

次の6ページをごらんください。

本来であれば、条例改正案を議決いただきました後に、市民周知として一定期間を設けて制度の施行をするところをございますが、この度の無償化は10月1日からと規定されておりました、内閣府令の制定を含めた詳細な説明が5月以降市町村に示されたところをございます。このため、条例改正案等の手続に要する時間が極めて短時間となったことから、このたびの9月議会への上程とさせていただくことと並行いたしまして、制度周知と和光市における無償化の対象とする認可外保育施設等の取り扱いについて、条例改正案の内容をパブリックコメント等で説明するなど、各種手続を行った次第でございます。

パブリックコメント期間は7月5日から25日までの21日間、その間、公民館等のほか、市内全保育施設や児童センター、そして、子育て世代包括支援センターなどにも設置をさせていただいたところがございます。その結果提出された意見は7件ございました。市民説明会は4回実施、約40人弱の方に御参加いただき、おおむね賛同を得られたものと認識しております。

また、基準条例の改正のため、子ども・子育て支援会議基準検討部会を開催し、条例改正案のとおり承認をいただいたところがございます。

ページの下部に子ども・子育て支援法施行規則第1条、つまり、指導監督基準の主要項目を表にまとめさせていただきました。市では、国が定めたこの第1条を、認可外保育施設等の無償化の対象の質の基準として適用させてまいりたいと考えております。

次の7ページをごらんください。

市の無償化の対象とする認可外保育施設等の取り扱いで、保育の必要性の認定を受けた市民が認可外保育施設等を利用する際の留意点としてお知らせさせていただいた4点でございます。

市外認可外保育施設で和光市の基準に適合しない施設は無償化の対象にはならないこと、認可外保育施設のほかに一時預かり事業など限度額範囲内での利用が可能なこと、市内認可外保育施設及びベビーシッターに対し質と運営基準の適合を確認するため、年1回以上訪問等による実地指導を行って保育の質等を確保していくこと、今後は認可外保育施設等の情報は、国でも子ども・子育て支援総合システムにおいて閲覧が可能になること、こちらを主に周知をさせていただきました。

下部の四角の中は、参考に、ベビーシッターの基準において保育士、看護師または一定の研修を受講した者とある中の、一定の研修がどのようなものであるかを記載させていただきました。後ほど御確認いただければと思います。

以上、無償化に係る制度説明及び条例に至る経緯等の説明を終わらせていただきます。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

今の説明内容を踏まえて、質疑のある方は挙手願います。

齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 ありがとうございます。

確認ですけれども、新聞等では、それぞれ自治体の対応として、条例化するところと条例化しないで対応するというような報道があったと思います。それは、質の確保という点からそのような報道がなされているわけです。和光市は条例化していく中で、一定の基準を満たすところで質の確保をしていくということですが、そこら辺について。条例化するところとしないところ、和光市はするということで確保していくところ、その流れをちょっともう一度整理して御説明いただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

○吉田武司議長 大野子どもあんしん部長。

○大野子どもあんしん部長 先般、新聞報道等で、たしか独自の無償化の範囲を定める条例の制定状況が余り芳しくないというような報道があったことは、認識はしてございます。各自治

体におきまして、いろいろな事情がおありなのだろうとは思っているところですが、やはり質の確保ということを念頭に置くのであれば、当市はそのあたりを念頭に置いて今回条例を提案させていただいているところでございます。なかなか待機児童問題が顕在化している自治体で、3歳から5歳の子、直接的に無償化の恩恵を受ける層で、十分に受け入れの体制が整っていないような自治体の場合には、やむを得ずそのあたりについて、条例を制定しないというようなこともあるのかなとは認識はしているところではございます。

お答えになっていないかもしれませんが、近隣自治体との意見交換の中で、隣の朝霞市とかは条例を制定すると。これは新聞報道にもあったかもしれませんが、そういった状況もつかんでおりますし、できれば近隣でそういった自治体がふえていくというか、状況を全て正確に把握しているわけではありませんので、余りきちんとお答えはできませんが、そのようなことは願っている状況でございます。

○齊藤克己議員 わかりました。ありがとうございました。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 1点だけ。

制度内容は十分理解できたんですが、この文章の中に再三出てくる言葉が、市の保育の必要性の認定という部分が出てきます。待機児童云々と考えたときに、この保育の必要性の認定というのは、かなりのウエイトを占めてくるのかなというふうに思います。これはどのように行われるのか、従来とやはり違うのかどうか、その辺についてもお話いただければと思います。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 今、御質問いただきましたところにつきましては、現行の教育・保育給付、新しく名称が教育・保育給付となりますが、現在の支給認定、保育所等を利用する場合に保育の必要性を認定するという行為でございますが、こちらと、新しくできます施設等利用給付につきましては、全く同水準の基準で保育認定はしてくださいということが国から伝わっております。そのため、どのような世帯であっても、無償化の対象になるという点においては、保育施設を利用しても、認可外保育施設等を利用しても同じということになります。

また、基本的に、今回の施設等利用給付の成立の過程を見ますと、本来であれば保育所等お預かりをすべき子どもたちが、待機児童対策が十分に進み切れていないという中で、やむを得ず認可外保育施設等を利用していただくと。それに対して、保育園と同様に無償化をするというのが流れだというふうに認識しております。そういった場合、大方の保護者は、やはり一義的には保育所の入所を希望されるといったところで、現行の例えば就労であったり、病気であったり、求職活動もございしますが、さまざまな保育の必要の認定を受ける要件は満たせるというのが前提になってございますので、例えば新たにできた給付において、全く違った取り扱いをすることがないものですから、恐らく保育園の希望をしていただきながら、やむを得ずお待ちする間、施設等利用給付で無償化を利用上限までさせていただくという流れになろうかなというふうに考えております。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今回の関連ですけれども、例えばファミリーサポートセンター事業を利用するときというのは、市内保育所及び幼稚園を利用していない人で保育の必要性を認定された人ということになると、一般的に待機中とかそういった形になると思うんですが、このファミリーサポートセンターで預かりをする人に関して、ベビーシッターに準ずる要件というか、その辺の整備はされているのでしょうか。

○吉田武司議長 平川保育施設課長。

○平川保育施設課長 ファミリーサポートセンターに従事するものについても、一定の研修を受講するというふうな形で、こちらには通知を受けているところでございます。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 それは、7ページの参考のところに書いてある内容の研修ということですか。

○吉田武司議長 平川保育施設課長。

○平川保育施設課長 こちらにつきましては、あくまでも認可外保育施設とベビーシッターのほうの基準になっておりまして、それぞれの基準が法で示されております。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 ファミリーサポートを保育の代替として使う場合というふうに理解できると思うんですが、その場合にベビーシッターには和光市の条例で定めた基準が適応される。ファミリーサポートセンター事業の預かりをする人に関しては、そのまま適応されるわけではないですけれども、実質的にベビーシッターと余り変わらないことをするということになるので、その辺りはどのような判断になるのでしょうか。

○吉田武司議長 平川保育施設課長。

○平川保育施設課長 今回のこちらの条例につきましては、無償化の対象となる基準について、全て内閣府令で定めております。ただ、今回は認可外保育施設のところにだけ経過措置期間の5年間は設けられたということで、こちらの条例を定めているところでございます。

ファミリーサポートセンターの基準については、内閣府令の中で適用されておりまして、生命にかかわるAEDの取り扱いの研修等の内容を受講するものになっていると思います。それについては、10月1日から適用されるとなっております。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 1点ちょっと確認させていただきたいんですが、この資料の7ページ、保育の必要性の認定を受けた市民が市外認可外保育施設で和光市の基準に適合していない施設を利用した場合は無償化の対象にはならないということですが、和光市において、この無償化の対象にならない施設というのは存在しているのか。あと、和光市において、そこに通っている方たちは無償にならないということですが、その無償にならない方たちは無償になるようなところに御案内をするような形になるのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○吉田武司議長 平川保育施設課長。

○平川保育施設課長 現在、市内の認可外保育施設においては、和光市が定めようとしている基準に適合している施設になっております。

市外の施設を利用する方についても、和光市内に住んでいる方については、和光市の基準が適用されますので、和光市の基準に適合をしていない施設を御利用の場合は、無償化の対象にはなりません。なので、確実に市外の保育施設を利用される方につきましても、指導監督基準に適合した施設を御利用くださいというふうな周知をさせていただいております。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 そこら辺で本当に無償化になると思って喜ぶ御家族の方が多分いらっしゃると思うんです。そこら辺の丁寧な説明というのがなされるということですけども、そこら辺しっかりしてくれないと、また混乱をしてしまうかなと思うんです。そこら辺丁寧に引き続きやっていっていただきたいと思います。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 1 ページの一番左側の子どものための現金給付、児童手当、国はゼロ歳児から中学修了まで児童手当を支給しておりますが、この幼児教育・保育の無償化対象世帯になった場合、児童手当に影響等はあるのかどうか確認です。

○吉田武司議長 大野子どもあんしん部長。

○大野子どもあんしん部長 特に関連というか、直接的な影響はないものと認識しております。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 あともう一点。4 ページの条例概要の3 番目で、年収360万未満相当の世帯及び全所得階級の第3 子以降の1 号認定子供、2 号認定子供に対する副食費について、保護者からの徴収可能な費用から除外する規定を設けるというところで、他の自治体で副食以外、主食のところも援助するという自治体もありますけれども、和光市はこういったところで、副食費については徴収可能から除外するというふうになっているんです。そこら辺の他市との比較というか、他市ではもうちょっといろいろな副食以外の部分でも市のほうが肩がわりするような形をとっているところもあるんですけども、和光市はここに示したようにはなっているんですけども、そこら辺の検討というのはどういうふうになされたのか伺いたいと思います。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 こちらにつきましての検討でございますが、原則論としまして、360万円未満相当、それから、第3 子以降、これは前提ということで、もちろん近隣他市の状況とか、これからどのような動きになるのかといったことは注視をしながら、必要に応じてというのが現実なのではないかというふうに考えてございます。

また、副食費につきまして、徴収額をどうするのかといったことについての議論もございませんので、やはり、合わせて余り現行の給食に影響がないようにしつつ、徴収額についても、検討を行わなくてはならないという考え方は持っておるところでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 大分わかってきたんですけれども、2点ほど。

1つは、まだ待機児童がいて、認定外とかどこにも入れないお子様が和光にはどれぐらいいらっしゃるっちゃって、入れなければその人たちは無償化の恩恵が受けられないことになるわけです。その辺はどのように考えているわけですか。

○吉田武司議長 大野子どもあんしん部長。

○大野子どもあんしん部長 待機児童の状況につきましてお答えさせていただきます。

ことし4月1日現在、待機児童公表させていただいているのがたしか40名だったというふうには記憶はさせていただいております。今般の無償化につきまして、3歳から5歳が主な対象となります。3歳から5歳までにつきまして、待機児童の発生はしている状況ではございません。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今回の保育の無償化で、今まで待機児童に入らなくて、要するに隠れているというか、潜在した人がふっと出てくるような気がするんです。その辺は一応考えておかないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司議長 大野子どもあんしん部長。

○大野子どもあんしん部長 待機児童の考え方についてと、無償化について、待機児童が少しふえるのではないかという御質問というふうに理解しましたのでお答えをしたいと思います。

待機児童の考え方として、いわゆる隠れ待機児童といったものにつきまして、従来の定義と平成29年度から新たな定義で国で定めまして、休職中のものであってもそれを待機児童に含めるというような形で定義が変わりましたので、一応新しい定義で40名というようなことを答えさせていただきましたので、初めに御理解いただければと思います。

あと、無償化によって待機児童問題が少し顕在化するのではないかというような問題につきましては、断定的なことは確かに申し上げられないので、しっかりと注意深く見守っていかせていただきたいと思います。従来からお話しさせていただいているのは、3歳から5歳までの子どもたちのうち、95%を超える方が、幼稚園とか保育園とかに通われているというようなことを考えると、無償化によってそれが爆発的な形で表に出てくるようなことはないであろうというふうには推測はしているところではあります。いろいろと御指摘いただいているところとかも踏まえて、注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 それではちょっと違う質問で、今、保育と幼稚園も無償化ということですが、市立保育園、何々附属幼稚園とか、いろいろなレベルがありますよね。利用料がそれぞれ違うと思うんですけれども、無償化で、程度の高いところも無償化、限度があるわけですか。その辺の無償化する限度というか、書いてありますけれども、もう一回確認で。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 幼稚園につきましては、先ほど説明いたしました子ども・子育て新制度に移行した幼稚園と新制度に移行していない幼稚園と2種類あるということになります。

初めに、新制度に移行した幼稚園は保育料として徴収をする額となりますので、こちらは全部が無償の対象になります。

次に、例えば市内の4つの幼稚園のように、新制度に移行していない幼稚園につきましては、上限が月額2万5,700円までとなるのですが、現行としましては、御指摘のように2つの幼稚園での3歳児クラスで2万5,700円を超える利用料が設定されている幼稚園が確かにございます。そちらの幼稚園につきましては、上回った部分は無償化の対象になりませんので、保護者が御負担をいただくということになると。こちらにつきましては、幼稚園を通じまして保護者に御理解をいただけるようお願いをしておるところでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そこで考えると、誰もが保育園でなく、幼稚園に入れて教育させたいというお母さん方もいるんだけど、仕事の都合で保育園になっている、あいていけば幼稚園で教育したい。そういうので、保育園から幼稚園に、私は何人も移行するようにも考えるんですけども、その辺も一応考えとかなければいけないと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 今、御指摘いただきましたとおりだという認識をしております、市内には4つの幼稚園がございますが、やはり半数程度の幼稚園の在園児は市外に出ているという状況がございます。それだけ、潜在的な幼稚園のニーズ、幼児教育のニーズは高いものというふうに考えておまして、実際に先日24日に行った、幼稚園の紹介も兼ねた無償化制度のイベントでアンケートをとらせていただいたところ、そのイベントを通じて、やはり幼稚園への関心が高まったというふうな意見がかなり出ているんです。潜在的には幼児教育を受けさせたかったけれども、施設の配置状況とか、そういったことから保育園を選んでいたという一定層が、預かり保育が充実してきていることなどから、幼稚園でも十分仕事をしながら預けることができるんだというような理解が深まったという結果かなというふうに思っております。

今後は、やはり幼児教育を希望される方は幼児教育を主に、保育園を希望される方は保育園を主にするという考え方で、保護者の考える3歳から5歳の時期が実現できるように後押しができていけたらいいのかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 もう一点お聞きしたいのが、3ページの市民周知の状況で、今、和光市も国際色が大分豊かになってきているなど感じるんです。まちを歩いていると日本以外のいろいろな国の方のお母さんたちがベビーカーを押している。そこら辺の周知はどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 ただいま御指摘ございましたように、市役所の窓口にも、多国籍の方がいらしているという状態になっております。こういうことを踏まえまして、現在施設の利用のための手引書とか、それから、申請書類の英語訳のものをつくるというような形を、今、

進めておりまして、完全に後追いという状態にはなっているのですが、そういった世帯がふえていること、また、配慮しなければならないということを念頭に、おくらしているという状況は否めませんが、しっかりと制度説明をして、利用対象者であれば利用できるというところへ御案内できるようにしていきたいというふうに考えております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 説明があったかどうか定かでないですけれども、実際この制度が始まった後の市の財政に与える影響額というのは、どの程度を見込んでいるか伺います。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 こちらにつきましては、実際に、ただいま施設等利用給付、新たな給付ですが、こちらの申請手続を、受け取りの手続を行っていますが、現状としまして、今、それほど多く申請が出ていないです。こちらの施設等利用給付の対象が、どの程度になるのかといったことで影響額は大きく変わってくるといった認識は持っております。直近で試算していたところで申しますと、先の議会等でも御説明させていただいたとおり、約3億円程度の単純な影響はあるだろうと。ただ、無償化に伴って、現在補助を行っている部分が補助をしないという状況で済むということもありますので、そういったマイナス要因も含めると、それ以下になるものという認識ではございますが、今、施設等利用給付の申請を預かっているところでございますので、もう少し状況がはっきりしましたら、もう少し精査したお答えができるかというふうに考えております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 基本的な質問で申しわけないんですけれども、先ほど幼稚園の中で新制度に移行しない幼稚園、和光市の幼稚園は新制度に移行しないという説明だったと思うんですが、この新制度に移行しないという幼稚園の理由、一般的な理由というのは何かあるんでしょうか。

○吉田武司議長 中野保育サポート課長。

○中野保育サポート課長 年に1回意向調査を行っております、その中で出てきますが、やはり制度がよくわからなくて不安だというようなお答えですとか、それから、お金の入ってくる仕組みが大きく変わるんです。子ども・子育て支援制度に移行すれば、保育園と同じような仕組みとなりまして、基本的には利用料を市が定めた金額で徴収するというような形になるのですが、移行しない幼稚園の場合は独自に利用料を設定できるというようなところがございまして、恐らく今定めた利用料で収支が何とかなっているといったところが、新制度に移行した途端に、入ってくる収入が変わることに対する御不安というの伺っておりますし、やはり、教職員の確保とかそういった制度に関する漠然とした不安というのも伝わっております。

もちろん埼玉県を通じて研修会でそういったところが払拭できるような取り組みも行われていると聞いておりますが、市内に4つの幼稚園ということで、1つだけが移行するという考えになかなか至らないようで、4つがやはり環境が整ったときに移行したいというようなことも伝わっておりますので、その幼児教育の独自性は維持しつつ、新制度というものについての理

解は、私たち市のほうからも新制度に対する理解を深めていただけるような取り組みは行っていきたいと考えております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前10時50分 休憩）

再開します。（午前10時51分 再開）

それでは、次に市庁舎にぎわいプラン基本方針について説明願います。

橋本企画部長。

○橋本企画部長 それでは、和光市市庁舎にぎわいプラン基本方針について説明をさせていただきます。

平成31年4月に策定をいたしました和光市市庁舎にぎわいプラン基本方針におきまして、住宅市街地総合整備機事業、整備計画における整備方針のもと、広沢地区のエリアマネジメントを展開していく際の市の役割の一つとしてこのプランを位置づけております。

現在PFIで進めている広沢複合施設整備・運営事業と同様に、市庁舎にぎわいプランにおいても、民間事業者とのパートナーシップによりお互いの強みやノウハウを持ち寄ることで、広沢地区への新たなにぎわいを創出し、良好な住宅環境、住み続けたいまちの実現に寄与することを目的としております。

また、御承知のように、来年度市制50周年を迎えますが、その先の50周年を牽引する、まちのシンボルとして、開かれた市庁舎をテーマに第1次公共施設マネジメント実行計画にも位置づけております。市庁舎等既存施設の利活用の取り組みにつきましても、あわせて進めてまいりたいと考えております。

それでは、基本方針の概要について白川資産戦略課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 資産戦略課長の白川でございます。

本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

本日お配りしました資料は、A3カラー資料の1点となりますが、こちらは和光市市庁舎にぎわいプラン基本方針からエッセンスをまとめたものとなります。

和光市市庁舎にぎわいプラン基本方針については過去に配付させていただいておりまして、また市のホームページにもアップしてございますので、そちらは後ほど必要に応じて御確認いただければと思います。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、1、本事業の目的についてですが、市庁舎にぎわいプランとは広沢地区全体のエリア

マネジメントにおける3本柱としまして、既にURが実施しております団地再生事業は、あとはこの秋から既存建物解体等が始まる広沢複合施設整備事業などとあわせまして、エリアマネジメントを牽引していく核となるプロジェクトとして位置づけており、市が考えるにぎわいづくりと市庁舎の狭隘化対策に関する取り組みをまとめております。

次に、基本方針の趣旨といたしましては、現状の課題を可視化することにより、その対策の方向性を明らかにし、考え方やスケジュールなど市民の皆様と共有するものとなります。今年度策定を目指しております基本計画で詳細具体化するための議論のたたき台となるものでございます。

基本理念は、先ほど部長もおっしゃいましたように、来年度は市制50周年を迎える節目の年でもございますので、これからの50年を牽引する町のシンボルとして、開かれた市庁舎をテーマに「ふらっと立ち寄り ゆるっとつながる これからの50年を照らす庁舎」としております。

次に、2、対象エリアとプロジェクトでございます。

こちらの図を見ていただければ一目瞭然だとは思いますが、対象エリアは保健センターを含みます、このあたりのいわゆる市庁舎エリア内でございます市庁舎行政棟、議会棟、展示棟、広場、駐車場としております。

このうち、にぎわいづくりに関するプロジェクトとしましては、市役所広場を中心とした広場にぎわい創造プロジェクト、保健センター移転後の旧保健センターを対象としております「赤レンガ調建物」リノベーションプロジェクト、庁舎議会棟を対象としております議会棟親しみ向上プロジェクト、駐車場を対象としております駐車場の利活用推進プロジェクトの4つ、続きまして狭隘化対策に関するプロジェクトとしましては、市庁舎1階の狭隘化を解消しまして来庁者、職員皆さんが使いやすい窓口を目指す窓口改善プロジェクト、同じく設備などの庁舎改善を目指す明るさ改善プロジェクト、さまざまな会議のみならず、現在発送準備等々で会議室を長期間にわたって作業スペースとして使用してしまっているために、慢性的に会議室が不足している現状改善を目指します作業室・会議室用途明確化プロジェクト、庁舎の倉庫が経年資料やら資機材の増加によりまして慢性的に飽和している状況を踏まえて、まずはこの倉庫内の物品を見直してみることから狭隘化を解決しようという不要物品一掃プロジェクトの4つ、こちら以上8つの取り組みをプロジェクト8と名づけて順次進めてまいります。

今回のこのプロジェクト8の中で、議員の皆様にも最も関係があるかと思われる議会棟に関するプロジェクトとしまして、先ほども申しました議会棟親しみ向上プロジェクトを提案しておりますが、こちらのプロジェクトの詳細は、後ほどの4で改めて御説明いたします。

先ほどの趣旨でも申しましたが、基本方針はあくまでも施設課題の現状認識でございまして、こちらの内容全てを拘束するものではございません。今年度進めております基本計画の策定の際に、市民参加等行う中で皆様的心声を反映してまいりたいと考えております。

続いて、3、事業スケジュールについてですが、ことしの4月に市庁舎にぎわいプランの基本方針を公表しております。こちら基本方針の策定に当たりましては、昨年度市庁舎周辺の公

共空間（屋内外を含む）における低未利用資産の活用及びにぎわい創出の方策について、専門的かつ多様な視点から検討するため、市庁舎にぎわいプラン専門検討会議を設置しまして、学識経験者や商工会など関係団体代表から成る委員の皆様から御提言をいただいております。また、関係各課からになる方針検討委員会や、庁内の若手職員からなりますワーキンググループからも御意見をいただきまして、これらを基本方針に反映しております。さらには、昨年これからのにぎわいを考えていくという中で、サードプレイス講演会を3回開催しております。

ことし6月には、プロポーザルにて狭隘化対策の事業者を選定しております。こちらの内容は基本計画策定の作成支援として、窓口業務フローの可視化と課を超えてまたがる手続や相談業務の整理、また業務フローの作成、狭隘化対策プロジェクトに伴う経費算出等の業務をお願いする予定です。

また、現在にぎわい創出に関する事業者を、同じくプロポーザルにて選定をしております。こちらの業務は基本計画の策定支援としまして、対象施設1における施設用途作成や、あとは各プロジェクトの実現に向けた素案の作成支援業務などを委託する予定です。

事業としてそれぞれ性格が異なりますので、2つの事業者に委託しますが、当然相互に連携しまして、よりよい計画策定を目指してまいります。

秋には、検討委員会の開催、市民、民間事業者、職員等それぞれを対象としましたヒアリングやワークショップを開催いたしまして、個別具体的にそれぞれのプロジェクトを計画してまいります。

年明けには、基本計画案ができ上がりますので、パブリックコメント及び説明会等を開催してまいります。

こちらの素案に対する意見について、意見等反映したものを委員会にお諮りしまして、政策会議を経て、最終的には基本計画を策定してまいります。

実際には令和2年4月ごろに基本計画を策定した後、プロジェクト8の計画がそれぞれ始動いたします。こちら、それぞれ予算が必要なものや関係各課が多いものなど調整が必要なプロジェクトもございますので、実際のスタートはそのプロジェクトの性格によりスタートとゴールが変わってくるものと想定しております。

それでは、本日のメインとなります4番目としまして、プロジェクト3番、議会棟親しみ向上プロジェクトについて御説明いたします。

我々が、まず現状課題として考えましたのは、議会棟に対する市民の親しみの向上とスペースの有効活用でございます。現在の議会棟は、1階はレストランとしてそれなりのにぎわいをいただいておりますが、敷地内に同様の機能施設があることから、議会棟の趣旨としてはさもありなんではなく、また、3階、4階については主に定例議会開催時以外は、皆様も御存じのとおり閑散としておる現状がございます。

また、3階にございます議会図書室については、静かで日当たりも申し分ないスペースではあるのですが、なかなか活用されている状況ではないのかなというふうに認識はさせていただ

いております。すみません。

そこで、基本方針としまして、議会棟1階を議会の顔として市の特徴をPRする場として活用するとともに、民間活力の導入で賃料収入による収益化を図っていく。ただし、市民の活動性が向上しない収益目当ての事業は行わないところです。具体的には、展示棟にあるギャラリー機能を議会棟の3階に移転すると共に伴いまして、議会棟の図書室を議会棟4階に移転する。これにより次のような効果があるのではないかと考えております。

現在展示棟にあるギャラリー機能を維持するとともに、定例会開催時以外にも議会棟の上層階に市民が足を運ぶ機会をふやすことによりまして、議会に対する親しみのさらなる向上に寄与することができる。次に議会図書室の機能を維持しつつも、低未利用スペースの有効活用を図ることができるとしております。

この一番下の米印、一例としまして写真を幾つか、イメージとして掲載させていただいております。左から、例えば、1階は施設内に同様の機能がありますので、レストランがお互いお客を取り合っているような関係もあるかと考えております。また、議会棟のレストランは本来、喫茶軽食用の設計で、厨房も狭く、また作業効率も悪いことから、要望の多いコンビニエンスストア機能を誘致し、ただ、それではただのコンビニエンスになってしまうので、最近の事業者の中には、こちらの要望で市とコラボレーションのようなことをしてくれる事業者もあると聞いておりますので、そういった事業者を探して、現在市庁舎1階に展示してあり、大変好評をいただいておりますホンダのオートバイの展示とか、こちらに持ってくると市の狭隘化の対処の一環になると考えております。

さらに、理化学研究所の研究発表資料、真ん中にある写真ですが、理研内にある研究成果発表の資料の一部もこちらで紹介するとか。さらにはホンダも理研もオリジナルの記念品等々も扱っているということですので、商品としてここで取り扱っていただきまして、その販売も、来庁した皆さんの記念品にしてもらうなど、公舎のPRのスペースとしても活用していくことを考えております。

また、議会棟3階も、先ほど触れました4枚目の写真、これは市民ギャラリーにして、定例会の開催時以外も議会棟に足を運んでもらうきっかけとできないかというところで、仕掛けとして機能するのではないかと考えております。

余談になってしまいますが、私、先日、日比谷駅から有楽町線の有楽町駅に乗りかえをした際に、あそこの地下道もかなり薄暗くて長い通路ですが、ギャラリーとして活用されており、ちょうど小学生の絵画のコンクールを展示してありまして、一緒にいた娘とそれを眺めながら非常に楽しく歩いていくことができたところでございます。何が言いたいかと申しますと、議会棟3階は非常に使いやすいく所に回廊としてつながっておりますので、壁面を眺めながら回廊を回っていきますと一周できるようになっているところでございます。もし図書室の一部のスペースも活用できるのであれば、絵画以外の立体的な作品の展示も可能になるのではないかと考えております。

最後の5枚目の写真は親子傍聴室になっております。こちらは今回の説明会を準備している中で、議会棟親しみ向上プロジェクトの一環としてはあり得るのではないかとこのところ、昨今の行政の中で、子育て世代の議会参加を促す仕掛けとして掲載させていただきました。また、議会図書室を4階に移動させることは、議会本来の機能を集中させることによりまして、市民の皆様の図書館利用の促進効果も考えられるのではないかと考えております。

最後になりますが、本基本方針につきましては、第1次公共施設マネジメント実行計画にも位置づけております、市庁舎等の既存施設の利活用の取り組みの一環として行っております。冒頭市長からお話でしたが、今年度はこれをもとに議論を深めまして、基本計画を策定するため、御協力のほどをよろしくどうぞお願いいたします。

以上にて説明を終わりにいたします。ありがとうございました。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

今の説明内容を踏まえて質疑のある方は挙手願います。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 御説明ありがとうございました。

4、③の議会棟親しみ向上プロジェクトで1点お聞きしたいのが、市民が議会棟にいろいろ入ってきてにぎわうということはいいことだと思うんです。ただ、防犯面で、今まで想像がでなかつた方たちがどさっと来るといことはなかつたんですけども、そこら辺で、2階は今までどおりの機能を残すということですけども、主に防犯、そこら辺の観点というのはどういうふうに考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは当課としても認識はしておりまして、防犯面とかやはりその辺というのは相反する部分でもございますが、実際にはエレベーターがそこでとまらないようにするとか、例えばですが、円を切るような形で施錠も必要になってくる部分もあると思いますし、もしくはカメラか何か、そういったものも考えていく必要があると認識しております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 いろいろお話を聞いたんですけども、ちょっと基本的なことをお聞きしたい。狭隘化対策とかはよくわかりますよね、狭隘化、狭いから。にぎわいというのが、その言葉の意味をどのように定義されているのか。人が大勢わんわん来るようにするのか、人がいっぱい来て商売繁盛させるのか。にぎわいに対する、僕らが捉えているにぎわいと企画者が考えているにぎわい、恐らくすごい不一致があると思うんですよ。商業連合の人であれば、いっぱい人が来ていっぱい物を買っていただいて、大勢の人が客が来る。千客万来のような考えですけども、行政のあなたたちが考えているにぎわいというのが、何行かの言葉で説明をしていただいて、そういう目で見たいと思いますので、説明をしていただいてよろしいですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 まさに議員がおっしゃられますとおり、昨年基本方針を策定していく中

で、市役所周辺が求めるにぎわいとは何ぞやというところから実はスタートしております。昨年の委員会の中の提言でもいただいておりますが、やはりここで言うのは、商業的なごちゃごちゃしたにぎわいではなくて、いろいろな方が集まりつつもゆるやかにつながっていく。例えば名前は知らないけれども顔は知っているような、何となくつながっているような状況、ここに来れば何かあるんじゃないかということで、例えば近くの団地等にお住まいの方がちょっと出てきて交流ができるような、そのようなスペースになればいいのではというふうに考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 役所に来るのは住民票をとるとか、税金を納めるとか、ちょっと相談に来るとか、そういう基本的な用事がありますよね。来るための足がなければいけないですよ、簡単に来られないと。これからはITがどんどん進めば、そういう面でそこにそんなにいっぱいにぎわいが必要なのかなということも毎日毎日あると思うんで、その辺やっぱりにぎわいとは何なのかというのを最初によく考えないと。住民票はもうここに来なくても支所でとれるし、税金も振り込めると。そうすると、市役所というのはそんなに来る用事が余りないですよ。近辺の人が昼休みに、今のレストランのように食事を食べに来ている。それは少しのにぎわいですが、これは全市内から来ているわけではないですよ。だから、全市を捉えた、人がいつも来たようなにぎわいを考えるのか、周縁の人がそこに温泉をつくって人のにぎわいをつくるのか、その辺をよく考えないと、ちょっと焦点がぼけてきているような気がします。

ただ、狭隘化対策はやっぱり市の職員が仕事をするために非常に合理的にしなくてははいけないし、でも狭いし、市民が会議するにも会議場所も足りないとか、それは目に見えています。その辺、ちょっとにぎわいを、課長だけのにぎわいなのか、みんなのにぎわいはどうなのかというのを、こういうにぎわいにしたいというのを市民に問わないと、市民はこっちに来ないと思います。その辺どう考えているんでしょう。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 先ほども申しましたが、まさに議員のおっしゃいますとおり、にぎわいというのが非常に難しいものだというのは認識しております、当然私個人のにぎわいを押しつけるような形ではこの事業は全くうまく機能しないと考えております。

ただ、この場所をエリアで考えていく中で、西大和の団地再生事業もございますし、また、広沢も今度生まれ変わっていく中でにぎわいが生まれていく。そういった中で、そういったにぎわいを市庁舎のほうもあわせて、要はある施設機能については、収益できるものは収益していく中で、また狭隘化も解決していくという、その中でにぎわいも考えると、いろいろな中でエリアのにぎわいがつくられていって、それが当初はもちろん全市的なものではないというふうには認識しておりますが、それはにじみ出て、遠くからも来たくくなるようなものになれば、それはそれでよろしいんじゃないかというふうに考えております。

当然、今後、基本計画を策定していく中で皆さんから御意見をいただいておりますので、ま

たこのにぎわいの形も変わっていくのではないかというふうに考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 では、1点。

①広場にぎわい創造プロジェクトに「赤レンガ調建物」リノベーションプロジェクト、こういうのに私たち議員も提言していけるのでしょうか。こういうことをやったらどうだとか。そのワークショップで決まっていたものでずっといってしまうのか、事業者が決めていくのか、その辺だけちょっと教えてください。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 もちろん関係する皆様は御意見をいただければ、それを考えて検討して反映していきたいと考えております。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 ありがとうございます。

この議会棟親しみ向上プロジェクトにおける目的というのは、どのようなものなのか教えていただきたいと思います。例えば市民の方々に議会に来ていただいて市政とかに関心を持っていただいたり、子供たちが来て将来議員になってほしいとかそういう夢を持ってもらうとか、何か単純ににぎわいをつくるのではなく、それ以上のものがあつたほうがよろしいかと思いますが、その辺についてどのように考えているのか教えてください。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、そういった議会に親しみを持ってもらうとか、将来議員になってもらうとか、そういった目的もあってもいいと思いますし、また、あとは現状を踏まえまして、やはりちょっとなかなか利活用率が低い部分であるという認識のもとにこういった提案をさせていただいているような次第でございます。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 ぜひその辺はよく深掘りして考えていただきたいと思います。あわせて、基本方針のところでは線が引いてある「市民の活動性が向上しない収益目当ての事業は」と書いてありますが、市民の活動性の向上という部分に関しては、どのようにはかるのか。何か考えがあれば教えていただきたいと思います。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 こちらに関しては、定量的にはかるものではないというふうに考えております。それは、利用者でありその場所に来られる方々、こういった方々の定性的な関心に基づくものであると思いますので、定量的なものではないと思っております。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 ありがとうございます。

ただそうすると、今回のプロジェクトの達成度合というのがなかなか計りにくいのではないかと思いますので、ぜひ定量的な部分も何か計ることを検討していただきたいと思いますので、

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○吉田武司議長 内山議員。

○内山恵子議員 今、市庁舎にぎわいプラン、これはとてもいいことなのかな私は思うんです。特に、例えば3階の市民ギャラリーとかは、学校の児童の絵を展示をしたりとか、あとは市役所でも、例えば男女共同参画週間とかそういう何か特定の週間のときの企画展示を、今、行政棟1階でやったりとかそういうものが、そこで大々的なものとして企画ができて、そういう点では市民にぜひアピールしたいような企画ができるのではないかとも思うんです。

ただ、それに対して、集まってくる市民をどれぐらいの対象で考えているのでしょうか。今のものだと、歩いて行けるような距離だったら、本当にこの市役所周辺の市民だけを対象としているのか、もっと幅広く和光の北から南まで、そこまでの市民が足を運んでもらうようなもので考えているのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 ギャラリーに関して言えば、当然一部の市民ではなくて全市民、また、ものによってはもっと幅広くおいでいただければと思います。こちら駐車場もございますし、また今、シェアサイクル等も社会実験で行っておりますので、皆様の足のルートは非常にふえていますと考えておりますので、ぜひ皆さん来ていただければというふうに考えております。

○吉田武司議長 内山議員。

○内山恵子議員 ぜひ、そのための市民がどういうふうな交通手段で来るか、そういう足のところも担当部署と連携をしながら進めていただきたいと思います。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 御説明ありがとうございました。

ただ、疑問に思うのは、本来的に行政棟の庁舎の執務環境、こういったことをどうするかということが、狭隘化というけれども、狭隘な部分に対してどうやっていくのか、これからさらにまだいろいろなICTとかいろいろなものが進んでいく中、あるいは事務事業がふえていく中で、どういうふうに執務環境を整えていくかということが重要な課題なのではないかなと。ネウボラ課も移ったり、いろんな意味でどういうふうに部屋を利用するのか。会議室についても、記憶でいくと、たしか議会棟の4階についてもあいているときには会議室で利用をというような話もあったと。

そういったことでいくと、狭隘化をどうするのかということと、現在使用頻度が少ないと思われるから、それはもう移すんだということではなくて、議会でも議会図書室の活用についてどうするのかということは議論してきていますし、まずあるのは、利用頻度が低い、どうしてか、なぜ利用頻度が少ないのか、インターネットだったりそういった情報通信の発展があると。では、なぜ情報通信の発展で図書室が利用されないのか。いや、それは和光市役所の場所の問題があるからと。では、どうやって足を運んでもらうのかとかということで、そういった議論を重ねた上で、やっぱりそしたら図書室は4階のほうへ、あそこは合同庁舎の休憩室にもなっ

ているわけで、そうすると4階に移した後、今度は休憩室をどこに持ってくるのか。では、なぜ休憩室をそちらへ動かすのか。4階から、議会の休憩の度に1階までおりてもらおうのかとか、どうするのかということで、なぜということではいろいろなケースを考えた上で、結果として、では、こういうことをやりましょう。展示ホールも使われていないと。では、どのような状況なのだ。どういうふうに来てもらうのか。あるいはどういう企画がいいのか。公社の方も入って検討されているようですし、そういったいろいろな検討の中で計画というのが出てこない、やったけれどもということで、賃料稼ぐけれども、そのために1階をまた改修するとか何とかということで、仮にコンビニエンスストアが来るにしても、改修する費用がかかる。予算はどうすると。いろんなケースを考えていかないと、せっかくだけの計画が生きてこないとか、今までも随分検討されてきているわけですし、そういったようなことが私自身としては懸念として持つとか。

もう一つ、先ほどもあったように人が来て触れ合うといっても、ギャラリーとかいろいろなものでいくとやっぱりセキュリティーの問題、持っていかれては困るとか、あるいは一遍に大勢来てもらっても、ゆったりと見ることができないと。そうすると逆に余り人がわーっと来ないほうがいいのかいろいろなケースで考えていく必要があるのではないかなという気がする。そういった点についても、定性的だけではなくて、総合振興計画ではやはり定量的な計測とか、そういったこともしてきているので、そういったことも含めて検討を深めていく必要があるのではないかなと。今現在、確かに議会棟の図書室というのはなかなか蔵書をふやせない。その背景には正直余り言いたくないけれども、予算面ということもあって、相当カットしてきているというような背景もあるので、どうしてかとなぜかというところで、なぜそれをやるのと、それでなければなぜだめなのと、それをやることによって何がどうなるのか、なぜそうなるのかと、結果としてどうしようということではないと、これから計画を立てていかれるのに、せっかくだけの計画なので、そういった点をもう少し深く検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 おっしゃるとおり、非常に行政棟と議会棟にかかるところも開放するというところで、セキュリティーの問題がある。あと、これからのいろいろなAIの進歩だとかそういうものの活用というのもあると思うんです。ただ、それは、長いタームの中で見ていく話であって、今あるスペースの中でどう活用するかというのを、今、検討しなくてはならないものだと思います。特に、これはあくまでも、今、御説明したものは基本方針ですので、今菅原議員がおっしゃったような内容については、これから計画を作成する段階でいろいろなやりとりをして、これは一つの一例ですので、これが全てという形ではありません。一つの例としてこれは挙げさせていただいておりますので、今後の計画策定段階で多くの方の意見、また専門家のコンサルタントの意見等も入れて、しっかりしたものはつくっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 わかりました。プロポーザルの後の結果も決まったようなので、わかりました。ありがとうございます。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 今の話の流れで、やはり議会の場合は定例会ごとに使用頻度も変わってくるわけで、当然市民ギャラリーというときに開催時期等もかぶるわけにはいかないということも出てくると思うんです。セキュリティー等の対応もあるので、やはりそういったところも踏まえて、議会としての機能というものが阻害されないような形で全体の流れを組む必要があるのではないかと考えているんです。特にかちつとした、ここからこの時間までということではなくて、非常に流動的な、ときにはやはりフレキシブルな対応もしなければいけないというような、一面機能としては持っていなければいけないと、そういった余裕というものも持っていなければいけないということが、やはり担保されないと、なかなか市民を、では、どのような形で入っていただいてというのも、そういったところも踏まえた上で検討されないといけないと、そこら辺の懸念が一番あると思うんです。そういった点はどうでしょうか。

○吉田武司議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 確におっしゃるとおりで、議会棟ですので、議会をやるところでございます。それを阻害するような形でにぎわいとか人の流れをつくるというような考えは基本的にございません。やはり、ふだんからある程度ハードルが低くて、市民が議会を見てもよいかとか、そういう気持ちになっていただくというのがメインですので、当然本会議をやっている最中は、それに影響するようなイベントとか催しというのはやはり調整するような形で考えております。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今の関連ですけれども、これは正直に言って、基本方針が出てきたときに私たちにとってはかなり唐突な感があって、議会棟の活用の仕方の提案に関してはびっくりしたというのが実態です。例えば議会棟に人を呼び込むことで、議会そのものに関心を持ってもらうということが上がっていますけれども、議会の中としても、例えば議場コンサートとか、議会報告会をやった後に議場へ御案内するとかいろいろな努力はしているわけです。

けれども、議会棟で例えば展示ホールにして、そこで何らかの展示会をやって、そこに来た人たちが、では議会の中身に関心を持っていただくかということ、それは直接にはそういうふうにつながっていかないということがあると思うんです。

そういった議会側の努力とその結果とか、それから図書館についても、本来、議会図書室というのは、市民にとっても、それから私たち議員にとっても非常に重要な施設であって、それが今、十分に活用されていなかったり、より一層機能化していくとか活性化していくということこそ、そちらのほうが課題なわけですよ。ですので、使われていないので、もっと人を呼び込んで、使われていないものは位置を移してみたいな話ではないということは当然なんですけれども、そういった中で、議会改革の一環として、例えば議会図書室のより機能化、より活

性化というようなことには、今後取り組んでいくという話にもなっていたりするのです。

資料の4番目に書いてある、基本計画の策定の段階で、市民参画を行うと同時に、議員の意見も反映、取り組み等の連携は十分可能というふうに書いてあるんですが、この具体的にどういう形でその意見を入れていただくのかとか、あるいはいつごろまでにまとめを出せばいいのかとか、その辺のことを具体的に、きょうということではないですけども、示していただきたいと思います。

また、ここまで決まってしまっているんだみたいな形でおくれるということがないように、十分にそのところは情報共有をしながらやっていただきたいと思います。

○吉田武司議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 おっしゃるとおり、スケジュールとしましては、やはり議員の方々の御意見は貴重と思いますので、事務局にある程度言っていただいて、事務局からいただくのがいいのかなと、今、考えております。特に期限等につきましては、また今後調整させていただければと思います。また、図書館等の利用につきましても、その中で御意見いただければと思います。

やはり議会棟をという話になりますので、どうしても議会棟は行政棟と独立しているようなつくりになっております。市民からすると、やはりちょっと敷居が高いのかなというイメージを持っていますので、それをどうにかできないかなという意味合いも1つあるということでございます。そこら辺も合わせて御理解いただければと思います。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 それともう一つつけ加えると、議会中はもちろん、そうではないときでも、例えば2階は職員と打ち合わせに使っていたりとかそういうこともあるわけです。不特定多数の人が例えば自由に入出入りするとなった場合、どういう人が入ってくるかわからなかったり、それは庁舎のほうもそうですけれども、その辺の管理とか、それからセキュリティーの問題、先ほどおっしゃいましたけれども、その辺のことも十分に考えた上で、例えばそれが全て事務局の負担になるのか、どういう形になるのかということもちょっと疑問には思っていますので。

○吉田武司議長 橋本企画部長。

○橋本企画部長 特に答弁調整等やらせていただくのは大体2階になると思います。2階は一般的に市民がなかなか入りづらいというか、入れないような雰囲気フロアになると思いますので、そこら辺は大丈夫なのかなと考えておりますけれども、3階、4階をある程度オープンな形にしたいということと、議会開催中はそういうイベント等はなるべく控えるというような形で、今後進めていくのはどうかなということで考えております。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 菅原議員にお答えしたとおり、まだ方針ですので、これから計画を立案していく中で、今、議員の皆様がお持ちの不安の内容とか何かも全部聞き入れて、いろんなケース・バイ・ケースでトライアルをして、どういうものが最適な計画なのかというのはこれからやっていきます。まずはいろんな計画をつくっておる段階で、随時皆様に御相談をして、意見をい

ただくような形は考えてまいりますので、そういう中で忌憚のない意見をいただきまして、議会の活性化にもつながる、またにぎわいプランにもつながる、両方がうまくマッチングするような計画をつくってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 あくまでも方針ということですが、引き続き議会棟の親しみプロジェクトについてお伺いしたいんですが、基本方針にギャラリー機能を議会棟3階に移転するというところで、各議員から、議会としての立場ということで幾つか意見は述べられたので、それ以上は私はないのですが、逆の立場で、ギャラリーを利用するほうの立場としての御意見も聞く必要があるのかなと思います。先ほど、定例会の開催時以外は3階のギャラリーは利用しないというお話がありましたが、そうしますと、議会開催時は、ギャラリー機能、市民、あるいはこれまで利用されていた方が利用できないということで、御不便をおかけするということになっていきますが、その点についてはいかがでしょうか。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 御意見ありがとうございます。

そういったことも考えられると思います。今、これはちょっと例え話で恐縮ではございますけれども、広沢複合施設のほうの取り組みで、市民の方々といろいろ説明をしておる中で、今度新しくつくる市民プールに関して、やはり学校で使う時間が市民が使えないということで、さまざまな御意見をいただいております。議員にただいま御指摘いただいた御意見については、これに近いものとして受け取りましたので、例えばということでお話をさせていただければと思います。やはりそういった御不便をかけるところはありますけれども、反面そういった展示棟は広場と一体的により利便性が高まった形で使える。さらにはギャラリー棟もそういった広場を見晴らす形で議会棟の3階で使えるといったことのように、譲り合って使うことによって、またさらに新たな価値観を生み出すということもあると思います。そういったことをいかに育ててふやしていくかというのも、このプロジェクトの鍵となるというふうに考えておりますので、今後とも広く皆様に御意見を伺っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 わかりました。仮に議会棟3階ギャラリーにするといったときに、その期間中に展示をしたいという方がいらっしゃったときの対策というのは、しっかりと考えていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

あともう一点、齊藤誠議員が少し御指摘されたことと一部重複するんですが、プロジェクト8について、それぞれのプロジェクトを今後行うことによりまして、そのプロジェクトがどのように進捗しているか、どの程度達成されていったのかというのを、やっぱり見ていかないといけないというふうに考えているわけです。そういった場合に、達成指標と申しますが結果指標というものが必要なのではないかと思いますので、その点はいかがでしょう。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 先ほど私の説明が不足していたかもしれませんので、おわび申し上げます。

こちらは、そういったいいかげんに進めるということではなくて、きちんとロジック、なぜそれがやるのかというようなことをまず決めまして、それに従ってきちんとうまくいったかいかないかというのはきちんとチェックするような仕組みとかは考えてまいりたいと思います。ただ、それがただ単純に入場者数でありますとか、あとは例えば賃料をいただくとしたら、その金額、そういった単純な数値では計れないという意味で申し上げましたので、まずはそこで何をするかと、それで、それがうまくいったかどうかということが誰にでも明らかになるという仕組みはつくってまいりたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 企画する場合よく注意しなければいけないのは、企画者が独走する場合があるので、やはりニーズをしっかりとつかんで、今はニーズがなくても将来こういうニーズが出てくるといふ、ここ二、三年じゃなくて5年、10年後まで出てくる。そういう先をぐーっとよく深く読んでつくらないと、本当に二、三年で結果出ますから。それは非常に恐ろしいですよ。こういう新しいことをやるときは。だから、やはりニーズをしっかりとつかむ。作り手だけの意見でなくて、こういうのをつくったらどのようなニーズがあるかというのをしっかりとマーケティングしてからやっていただきたいと思います。これは希望です。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

その他、各議員からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時38分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光